

# ワクチン接種対象者の特定方法について

## 1. 証明書の必要性等

新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者について、自院で接種することが難しく、他の受託医療機関で接種する場合、医療従事者であることを証明しなければ、接種を実施する医療機関において接種の可否が判断できない。また、1歳未満の小児の保護者のうち、1歳未満児の養育にかかる業務に従事する乳児院の施設職員等については、当該児の養育にかかる業務に従事することの証明書類がなければ、接種を実施する医療機関において接種の可否を判断できないこととなる。

上記の場合においては、下記の内容を記載した証明書及び証明書に記載された本人であることを示す書類を受託医療機関に提示し、接種事業を円滑に推進することが求められる。

## 2. 証明書に記載すべき項目

(1) 新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者のうち、自院で接種することができない者

<対象者の例>

受託医療機関以外の医療機関に従事する医療従事者／救急隊員／訪問看護師／保健所職員

<必要記載項目>

対象職員の氏名／生年月日／各組織において新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する者である旨の証明／証明年月日／所属組織長等の氏名、捺印／所属組織の住所・連絡先電話番号

(2) 1歳未満の小児を養育する家族以外の者

<対象者の例>

1歳未満児の養育にかかる業務に従事する乳児院職員、里親等

<必要記載項目>

対象職員の氏名／生年月日／当該施設において1歳未満児の養育にかかる業務に従事する者である旨の証明／証明年月日／所属組織長等の氏名、捺印／所属組織の住所・連絡先電話番号

※なお、1歳未満児の里親にあつては、措置決定通知書で代替することが可能

## 3. 留意事項

各証明書類については、関係者間で情報共有することが必要である。以下に示す乳児院及び保健所の職員の証明の書式を参考の上、各関係者にて作成願いたい。

(様式の例: 乳児院職員の場合)

## 優先接種対象者証明書

職員氏名		年齢	歳
職員 生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	
優先接種対象 者の 区分	上記の職員は、〇〇乳児院において、1歳未満児童の養育にかか る業務に従事する者であることを証明する。 平成21年12月 △ 日 (施設名) 千代田乳児院 (施設長名) 千代田 太郎 印 (施設住所) 千代田区千代田〇—〇—〇 (施設電話) 03-△△△△-××××		

(参考)

※「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」(平成21年10月13日厚生労働省)第3の2において、「④1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等」は新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者とされている。また、1歳未満児を養育する乳児院の職員はワクチンの優先接種対象者とされている。

(様式の例:保健所職員の場合)

## 優先接種対象者証明書

職員氏名		年齢	歳
職員 生年月日	昭和 平成	年 月 日	
優先接種対象 者の 区分	上記の職員は、〇〇保健所において、新型インフルエンザ対策にかかる業務に従事する者であることを証明する。 平成21年12月 △ 日 (施設名) 〇〇保健所 (施設長名) 千代田 太郎 印 (施設住所) 千代田区千代田〇-〇-〇 (施設電話) 03-△△△△-××××		

(参考)

※ 平成21年10月2日に開催された「新型インフルエンザ対策担当課長会議」の「資料4-2 新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種について (素案) にかかるパブリックコメントの実施状況について」の「パブリックコメント意見内容及び対応方針案」において、「新型インフルエンザ対策に従事し、患者の重篤化防止に貢献する保健所職員」は、新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者とされている。

(注) パブリックコメントの回答については、現在、政府のホームページ上で結果の公示手続き中である。